

平成30年7月2日制定

モックルコミュニティバス車内広告募集要領

1. 車内広告募集の目的

今回の募集は、「河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱」に基づき、モックルコミュニティバス運行経費に係る財源を確保することを目的とする。

2. 広告主

広告の掲出を希望するものは、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 広告主は、企業、団体、商店、事業を営む個人等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 有料広告掲載事業申込書の提出日において、河内長野市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号まで（同条第5号を除く。）の規定に該当しないものであること及び河内長野市暴力団排除条例施行規則第3条各号のいずれにも該当しない者であること。

3. 掲出できない広告

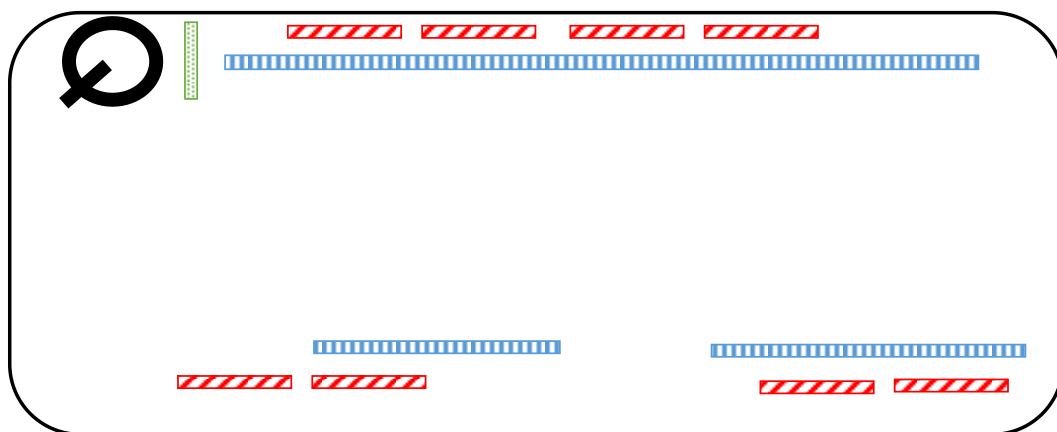
- (1) 「河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱」第3条第1項各号に定める広告
- (2) 「河内長野市有料広告掲載事業に関する掲載基準」第5条及び第6条に定める広告並びに同基準第10条に定める基準に合致しないと認められる広告
- (3) モックルコミュニティバスの運行に支障があると認められる広告
- (4) その他市長が有料広告掲載事業に適さないと認める広告

4. 広告の条件

車内広告の条件および掲出の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 広告掲出の場所は、モックルコミュニティバス車内の窓上、中吊り、運転席背面背面とし、希望する場所を選択するものとする。

モックルコミュニティバス広告掲出可能箇所

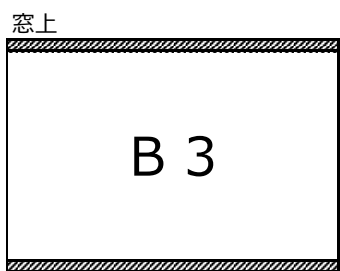


■■■■■■■■■■窓上(B3横で右11左8)

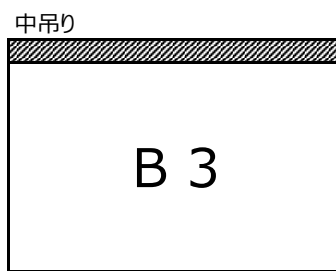
▨▨▨▨▨▨▨▨中吊り(B3横/右4左4)

■■■■■■■■■■運転席背面(B3横/上段1下段1)

- (2) 広告の規格は、「B 3判横（縦 364mm×横 515mm）」とする。



※上部と下部に各15mm程度の余白



※上部に30mm程度の余白



- (3) 広告の料金は、下記料金表のとおりとする。掲出期間については、3ヶ月又は半年単位の可能も可能とし、この場合における広告料金は、下表に基づく1ヶ月あたりの額に掲出月数を乗じて算出するものとする。

掲出期間	掲出単位	掲出料金（1カ所×3車両分※）
1ヶ月	3車両※（各1枚）	4,000円（税抜）

※予備車両1台を含む。

5. 広告掲載の申込および広告掲載の決定

- (1) 広告掲載の申込は、「河内長野市有料広告掲載事業申込書（別紙1）」に掲出希望の広告（案）1部を添えて、河内長野市都市づくり部都市創生課に提出すること。（持参・郵送・メールのいずれかの方法）
- (2) 広告掲載の申込は、広告枠に空きがあれば、随時受け付けるものとする。なお、同時に広告枠を超過する申込があった場合は、市内の広告主を優先し、さらに同順位の広告主がある場合には抽選により順位を決定する。
- (3) 市は、(1)の申込書を受理したときは、河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱の第6条の規定に基づき、内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定し、その結果を「河内長野市有料広告掲載事業（承諾・不承諾）決定通知書（別紙2）」により、申込者に通知する。

6. 広告料の納入及び広告物の提出

- (1) 前項の規定により、市より広告掲載の決定を受けた広告主は、市が指定する期日までに、納入通知書により広告料を支払わなければならない。
- (2) 掲示する広告物については、掲出用3部（予備車両を含む）と予備1部の合計4部を河内長野市都市づくり部都市創生課へ提出すること。

7. 広告料の還付

既納の広告料については、還付しない。ただし、次に掲げる場合にあっては、当該各号に定める範囲内で、広告主に広告料を還付するものとする。

- (1) 事故又は災害等の発生によりモックルコミュニティバスの運行を休止等した場合 既納の広告料を運行を休止した日数で除した額（1円未満切捨て）
- (2) 広告主の責めによらず、広告の掲出ができなかった場合 既納の広告料を当該掲出ができなかった日数で除した額（1円未満切捨て）
- (3) その他市長が広告料の還付が必要と認める場合 既納の広告料の額

8. 広告掲載決定の取消し

次に掲げる場合は、広告掲載の決定を取り消し、当該広告の掲載を直ちに中止すも

のとする。この場合において、既納の広告料の還付及び提出のあった広告物の返還は行わないものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により、広告掲載の決定を受けたと認められる場合
- (2) 「河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱」、「河内長野市有料広告掲載事業に関する掲載基準」及びこの要領の規定に反すると認められる場合
- (3) その他モックルコミュニティバスの運行に著しい支障が生じると認められる場合

9. 損害賠償

市は、第7項の規定による広告料の還付を除き、広告の掲出ができなかったこと及び広告主が期待する広告の効果を得られなかったことによる広告主への損害賠償は行わないものとする。

10. その他

- (1) 広告掲載期間終了後の広告物については、市において撤去し、処分するものとする。
- (2) この要領は、「河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱」及び「河内長野市有料広告掲載事業に関する掲載基準」に基づき制定するものであって、手続・募集等の基本的事項については、同要綱及び同基準に基づき行うものとする。
- (3) その他「河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱」及びこの要領に定めのない事項については、市と広告主が誠意をもって協議し、定めるものとする。

年 月 日

河内長野市有料広告掲載事業申込書

河内長野市長 宛

申込者 住所(所在地)
名 称
代表者職氏名 印
電 話 番 号
担当者職氏名

河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱第5条の規定により、次のとおり申込みます。

資 産 等 の 名 称	モックルコミュニティバス
掲 出 希 望 場 所	窓上 ・ 中吊り ・ 運転席背面
掲載を希望する期間	1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月
広 告 の 内 容	

【添付書類】

広告の原稿等（案）1部

【同意事項】

- (1) 河内長野市が、申込者にかかる河内長野市市税の納付状況を税務課へ照会することに同意します。
- (2) 河内長野市暴力団排除条例及び関係規定に基づき、同条例の趣旨に従い、申込書その他の提出書類に記載された事項を警察に照会する場合があります。また、詳細な資料の提出を求める場合があります。

第 号
年 月 日

河内長野市有料広告掲載事業(承諾・不承諾)決定通知書

様

河内長野市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告事業について、下記のとおり決定しましたので、河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載等する
	<input type="checkbox"/> 掲載等しない (理由)
掲載物品等	
掲載等 期間	
広告料	円
納付期限	年 月 日
掲載等期間終了後の現状復帰等の取扱い	
その他	